播 磨 町 社 協 だ よ り



2月 令和5年 11月24日発行

友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行 発行所:社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

住民のみなさまへ ためになる講座の

送るために映画上映

参加無料 70 事前予約制 『人生会議』ACP(アドバンス・ケア・プランニング)

令和5年12月21日(木)14:00~15:30(受付 13:30~)

播磨町中央公民館 2F 視聴覚室

自分や大事な人の本当の思い・最期のこと・・・ 一緒に考えてみませんか?

●映画:「うちげでいきたい」

●講演:土山内科外科医院

院長•松本典昭先生



松本典昭先生

播磨町地域包括支援センター

お申込みはこちら

2079-435-1841



播磨町介護支援 ボランティアポイント事業

介護施設での話し相手や、通いの場運営をしていただく方を募集しています。経験や資格は問いません。 ※活動日は月~土で自由に選べます。活動に応じてボランティアポイントを集めると賞品がもらえます。

▶日 時 ※いずれか1日受講して下さい。

12月14日(木)、令和6年2月8日(木)、3月8日(金) 10時00分~11時30分(各日共通)

- 所 播磨町福祉しあわせセンター
- 容 ボランティア活動の基本的心構え/活動紹介 ▶内
- 員各回10名
- 象 40歳以上の住民で、要支援・要介護認定を受けていない方
- ▶ 参加費用 無料(ボランティア登録時に保険加入料500円がかかります)
- ▶申込み締切 各回開催5日前まで



申込みはこちら

誰でも集える



每週火曜日 場所:福祉会館1階

10時~15時(出入り自由) 参加費 100円 (コーヒー・お菓子代)



12月5日 12月12日 12月19日 12月26日

詳細は、ホームページの募集要項をご覧ください。

助成目的

誰もが『安心して年末年始が過ごせる地域』『じぶんの町を良くするしくみ』を目指して、地域住民が主体となって行 う地域福祉活動に対し、「つながりささえあうみんなの地域づくり」の推進を図ることを目的に助成を行います。

①自治会 ②シニアクラブ ③婦人会 ④子ども会

⑤播磨町内で住民の福祉の向上に寄与することを目的に10人以上で活動する団体

⑥その他、社会福祉協議会が認めた団体 ※ふれあい・いきいきサロンは対象となりません。

申込受付期間:令和5年11月6日(月)~令和6年1月12日(金)

対象事業の実施期間:令和5年12月1日(金)~令和6年2月29日(木)

助成額:30,000円を上限とする(活動にかかる経費の90%以内 ※1,000円未満切捨)



認知症に関する相談、認知症の方も家族も気軽に 立ち寄れる場所です。みんなで集まり交流しませんか?

あっぷるカフェ

日時 12月13日(水) 13時30分~ 15時30分

場所 本荘北公民館

ひだまりカフェ

日時 12月12日(火) 13時30分~ 15時

場所 サ高住ひだまり

15時 場所 東部コミセン

四つ葉カフェ

日時 12月16日(土)

13時30分~

カフェ夢の森 日時 12月1日(金) 10時~

11時30分 場所 駅西公民館

はっぴーカフェ

日時 12月21日(木) 14時~ 15時30分

場所 はっぴーの家

野添カフェ

日時 12月15日(金) 14時~ 15時30分 場所 県営野添住宅集会所

幸ちゃんカフェ

日時 12月22日(金) 13時30分~ 15時30分 場所 幸ばあちゃんの家

認知症家族の会

日時 12月9日(土) 13時30分~ 15時30分

場所 幸ばあちゃんの家

地域包括支援センター 079-435-1841 参加費はすべての会場で100円です

心配ごと相談

秘密厳守

●日時 毎週火曜日 13時~16時 福祉しあわせセンター

法律相談

●日時 12月5日(火) 13時30分~ 15時30分

高齢者や障害者の方のお金や財産 の管理(成年後見制度)についての 相談もお受けします

◎法律相談をご希望の方は、事前に 心配ごと相談をお受けください。

このページに関する問合せは 播磨町社会福祉協議会 TEL.079-435-1712 E-Mail info@harima-wel.or.jp

● 日時 第2火曜日 13時~14時30分

■場所 播磨町福祉会館

福祉相談

●日時 12月20日(水) 13時30分~16時

●場所 福祉しあわせセンター

民生委員・児童委員が ご相談をお受けします。

用りごと相談

秘密厳守

●日時 12月1日(金)・14日(木)・28日(木) 13時~15時

●場所 福祉しあわせセンター

播磨町人権擁護委員が ご相談をお受けします。

播磨町社会福祉協議会ホームページ 【播磨町社協 🎨 Click!

『高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい』、そんな思いに寄り添うサポーターを養成する 研修(「くらし支え合いはりま塾」)を全3日の日程で開催し、町内在住9名の方々が参加されました。



全カリキュラム修了者については、生活援助型訪問サービスのヘルパーとして従事する事ができる「播磨町指定の研 修」とあって、専門的な内容を含む研修でしたが、講師に質問が飛び交う場面もあり、皆さん熱心に取り組まれました。 今後、様々なかたちで地域の支え合い活動の担い手として活躍される事を祈っています。

町内で活動する人や団体、地域の状況など、播磨町の地域福祉 情報について発信していきますので、ぜひご登録いただきチェッ クしてみてください。





▲公式LINE



Instagram(インスタグラム)

※それぞれ、「公式SNS運用方針」 に則って運用いたします。

播磨町内の住民の皆さんがおしゃべりしたり、体操でき たりする場所をご確認いただけます。

お近くのところに足を運ぶも良し、ご都合がつく方は巡っ てみるのもいいかもしれません。

あなたの新たな居場所や時間の過ごし方が見つかるか もしれません。





- ★変更や追加があれば順次更新します。
- ★各実施内容について詳しく知りたい方は下記まで お問い合わせください。

電話:079-435-1712 僴 播磨町社会福祉協議会

あたたかい善意をありがとうございました。 (令和5年10月5日~令和5年10月31日)

(所得稅法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

福祉のために(団体の部)

(敬称略)

			(37,13,00)		
	寸	体 名		金額・	物品
마 エ	業	株式	会社	100,00	00円
生活協	同組む	コー ニ	プこう^	お米20	0kg
兵 庫 東	播岳	風会	婦人部	タオル6	50枚

福祉のために(個人の部)

氏 名	物品	
匿名	タオル	

今月の払出状況

子どものいない高齢者誕生日祝 9,000円



令和6年4月に小学校へ入学する子どもさんがおられるひとり親家庭等を対象に、ランドセルを購 入する費用の一部を歳末たすけあい事業により助成します。

対 象 者 播磨町内にお住まいで、令和6年4月に町内の小学校に入学する子どもがいる児童扶養手 当を受給しているひとり親家庭、または両親ともおられない家庭で助成を希望される方。

申込期間 令和5年11月24日(金)~令和6年1月25日(木)

助成金額はランドセル購入代金の範囲内とし、上限ひとり15,000円とします

申請書類 ◆「ひとり親家庭等応援 新入学児童ランドセル購入助成事業』申込書 ◆児童扶養手当証明書(写し)

- ◆健康保険証など新入学児童の生年月日がわかる書類(写し)
- ◆ランドセルを購入したことがわかる領収書(写し)

※募集要項・申請書類は

◆振込□座確認のための通帳(写し)

ホームページに掲載しています。

播磨町社会福祉協議会 TEL 079-435-1712



幕军活目项支



(福祉サービス利用援助事業)

自分らしく、住み慣れた播磨町で安心して生活するために社会福祉協議会がお手伝いします。

介護保険などの福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければいけませ ん。しかし、判断能力に不安があるために、自分に適切な福祉サービスを選ぶことが不安になることや 利用料がきちんと支払えないことがあります。日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)とは、 そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉 協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業です。

社会福祉法という法律で定められ、全国で実施されています。

ご 利 用 で き る 方

判断能力に不安のある高齢者や障 害者の方で、この事業の利用意思が確 認できる方。

※在宅で生活されている方に限り ます。

お手伝いできないこと

- ○施設に入所したり、病院に入院する 時に代わりに契約したり、保証人に なること。
- ○大きな財産の管理や株券などの価 値の変わる書類を預かること。

利用料

1時間につき、1,000円の利用料が必 要です。(利用料の減免制度もあります。)

お手伝いできる内容

①福祉サービスの利用手続がわかりません。

福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、わから ないことを説明します。そして、利用できるように手続き のお手伝いをします。

②利用料の支払いや預金の出し入れに自信がありません。

毎日の生活に必要なお金を銀行などで払い戻しやお届け、 電気やガスなどの公共料金、家賃のお支払を代行します。 郵送される手紙を確認し手続きが必要なときは、そのお手 伝いをします。

③通帳や印鑑・年金証書をなくしてしまいます。

通帳や公的書類など自己管理に不安がある場合に預かる ことが出来ます。

預かることが 出来るもの

- 通帳(50万円程度のものに限ります。)
- ○金融機関の届出印
- ○年金証書等公的書類 など



問 播磨町社会福祉協議会 電話:079-435-1712

(3)(2)